

宮田村高齢社会等懇話会設置要綱

平成21年12月16日

告示第72号

改正 平成23年6月17日告示第30号

(設置)

第1条 宮田村老人福祉計画、宮田村介護保険事業計画の策定及び見直しに当たり関係者の意見を聴くため、宮田村高齢社会等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 老人保健福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 前号までに掲げるもののほか、この目標を達成するために必要と認める事項
- (4) その他介護保険の健全な運営及び福祉の向上のために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、各種団体の代表から、村長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする

- 2 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日告示第30号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。